投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.10.22

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

# 日興 豪州 インカム・オープン（毎月分配型）

追加型投信／海外／債券

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

**委託会社** ［ファンドの運用の指図を行なう者］
**アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
**ホームページ アドレス**　www.amova-am.com
**コールセンター 電話番号**　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

**受託会社** ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
**三菱UFJ信託銀行株式会社**

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

●ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「日興 豪州 インカム・オープン（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月21日に関東財務局長に提出しており、2026年10月22日にその効力が発生しております。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産（投資信託証券（債券 一般）） | 年12回（毎月） | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

**＜委託会社の情報＞**

| | |
|---|---|
| 委託会社名 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月1日 |
| 資本金 | 173億6,304万円 |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 40兆7,086億円 |

（2026年7月末現在）

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として、豪ドル建ての公社債に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

## ファンドの特色

### 1 豪ドル建の公社債を中心に分散投資を行ないます。

◇豪ドル建公社債の相対的に高い金利を直接享受することをめざすため、為替ヘッジは行ないません。

### 2 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドが運用するファンドに投資を行ないます。

◇ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドは、豪ドル建債券の運用に長年の実績を持っています。

### 3 原則として、毎月安定した収益分配を行なうことをめざします。

※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

**ファンドの仕組み**

■ 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

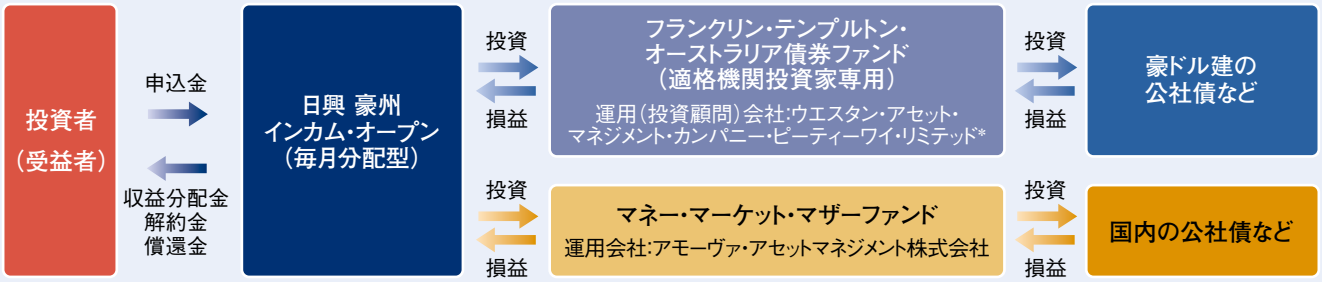


*ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドは、「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）」の委託会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用を担当します。

（主な投資制限）
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への直接投資は行ないません。

（分配方針）
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 1 豪ドル建公社債を中心に分散投資を行ないます。

主として豪ドル建の国債、州政府債、国際機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等に分散投資します。信用リスクを抑制するために、相対的に格付の高い（取得時においてBBBマイナス格相当以上の格付を付与されたもの）豪ドル建の債券を組み入れます。

### 豪ドル建債券市場の魅力 ～格付と金利～

主要先進国の中でも、国債の格付が高く、国内景気の堅調さから、金利水準も相対的に高いのがオーストラリアの債券市場です。

**【 オーストラリアと日米欧の国債の格付 】**

| 国　名 | | | 格付 |
|---|---|---|---|
| オーストラリア | | | AAA |
| 日　本 | | | A+ |
| 米　国 | | | AA+ |
| EU加盟国 | ユーロ加盟国 | ドイツ | AAA |
| | | ルクセンブルク | AAA |
| | | オランダ | AAA |
| | | フィンランド | AA+ |
| | | オーストリア | AA+ |
| | | アイルランド | AA+ |
| | | ベルギー | AA− |
| | | フランス | A+ |
| | | スペイン | A+ |
| | | ポルトガル | A+ |
| | | イタリア | BBB+ |
| | スウェーデン | | AAA |
| | デンマーク | | AAA |

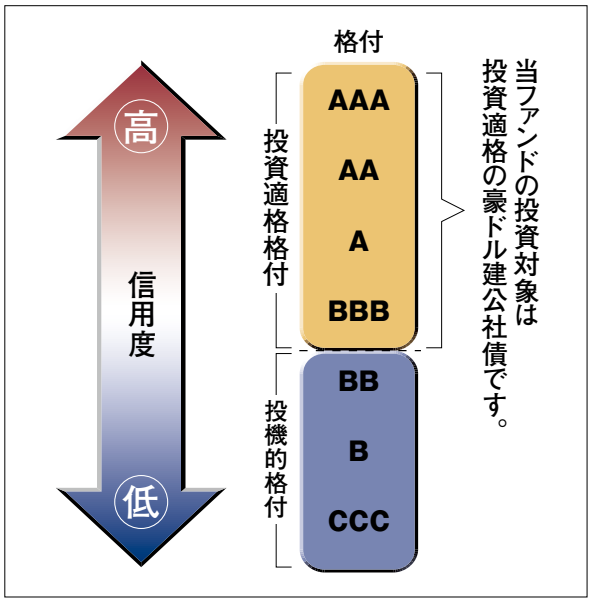


（出所）スタンダード&プアーズ社による自国通貨建長期債務の格付（2026年7月末現在）

**【 オーストラリアと日米欧の金利比較 】**
～5年国債の利回り比較～

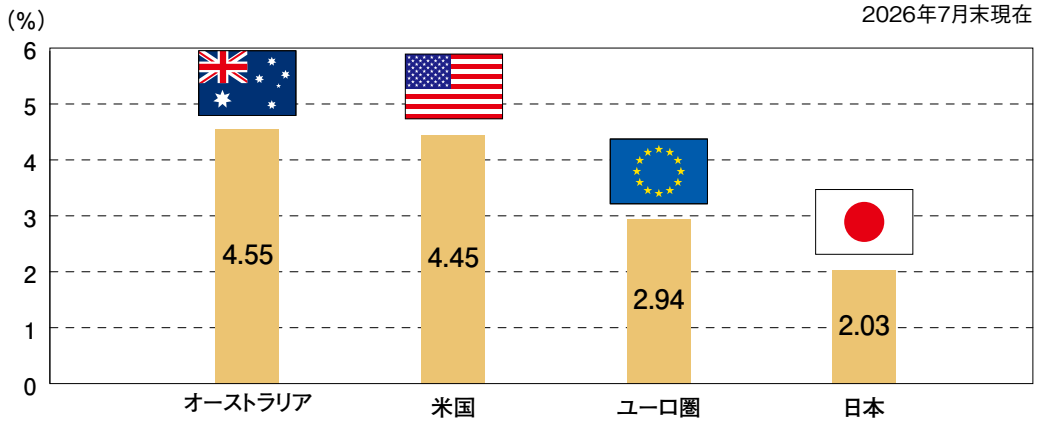


※ユーロ圏はドイツ国債の利回りです。
※上記は切り捨てにて端数処理しています。
※信頼できると判断した情報をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

●上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 2 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドが運用するファンドに投資を行ないます。

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッドは、フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社のひとつです。

**【ウエスタン・アセット】**

- 世界有数の債券運用会社
- 設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- 運用資産:約2,237億米ドル(約36兆円)*1

＊1　2026年6月末時点、1米ドル=162.39円にて円換算

**【フランクリン・テンプルトン・グループ】**

- フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。
- 世界中の主要な金融市場に拠点を構えており、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.8兆米ドル(約291兆円)*2の運用資産残高を有しています。
- 世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

(2026年6月末時点)

＊2　1米ドル=162.39円にて円換算

○フランクリン・テンプルトン・グループのウエスタン・アセットが持つグローバルなリサーチ網を活用することで、海外企業の調査・分析をより精緻に行なうことが可能です。

多くの豪ドル建債券は、海外の発行体(オーストラリア以外の国籍の企業、または国際機関や海外企業のオーストラリア現地法人等)により発行されています。

## 3 原則として、毎月安定した収益分配を行なうことをめざします。

○組入債券の利息収益等を原資として、毎月決算時に安定した収益分配を行なうことをめざします。

○毎月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

**【 分配金のイメージ 】**

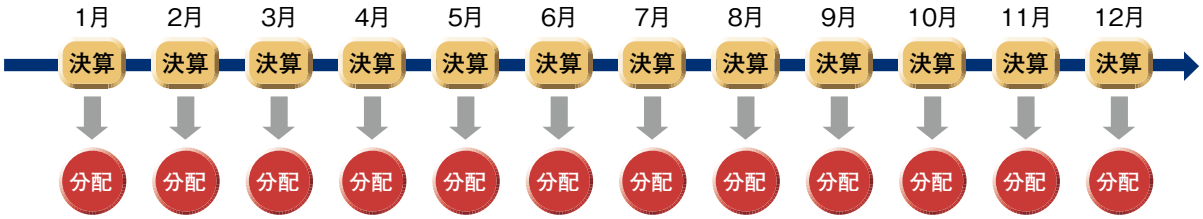


●分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

**投資信託で分配金が支払われるイメージ**

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

**計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

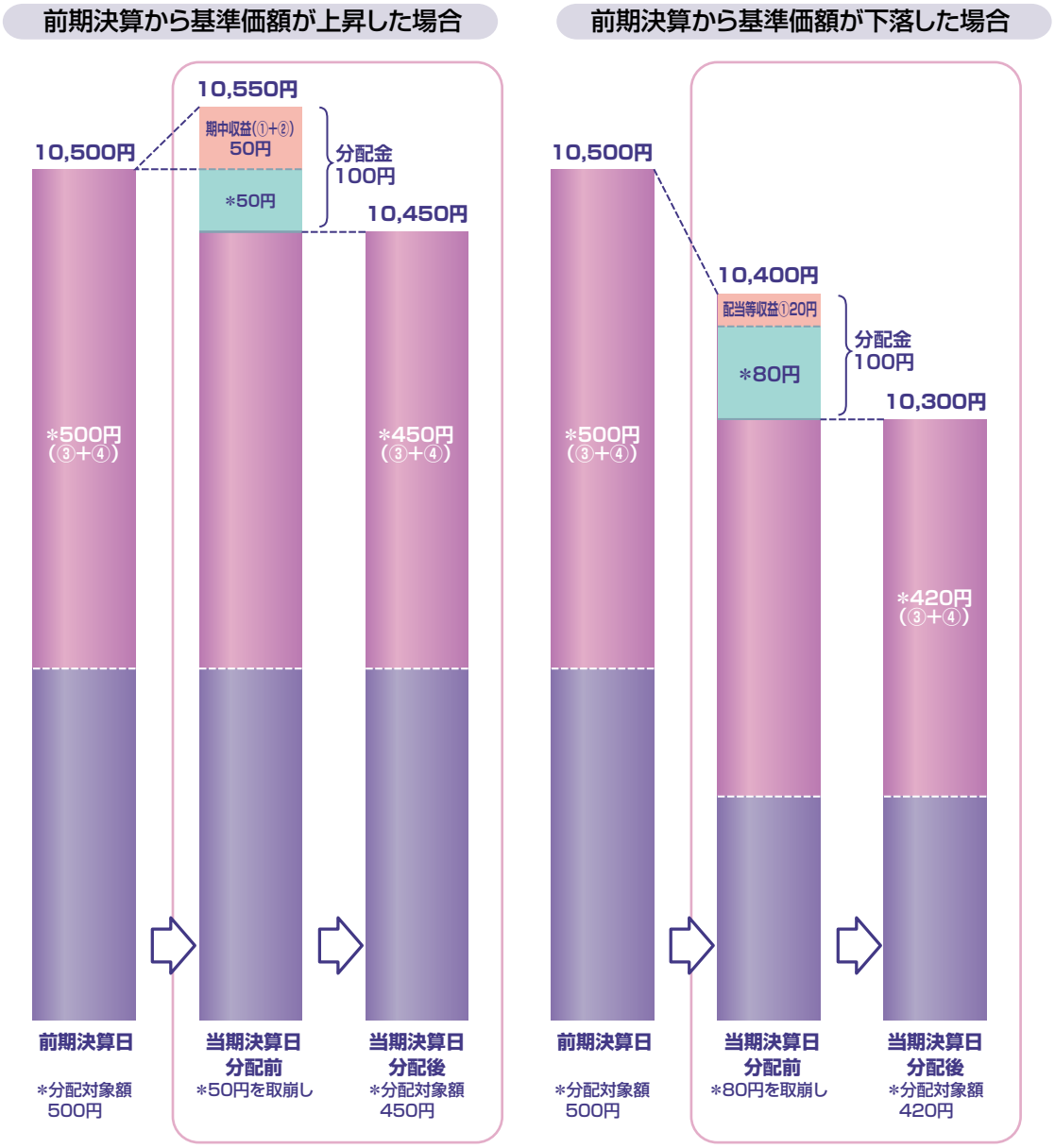


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

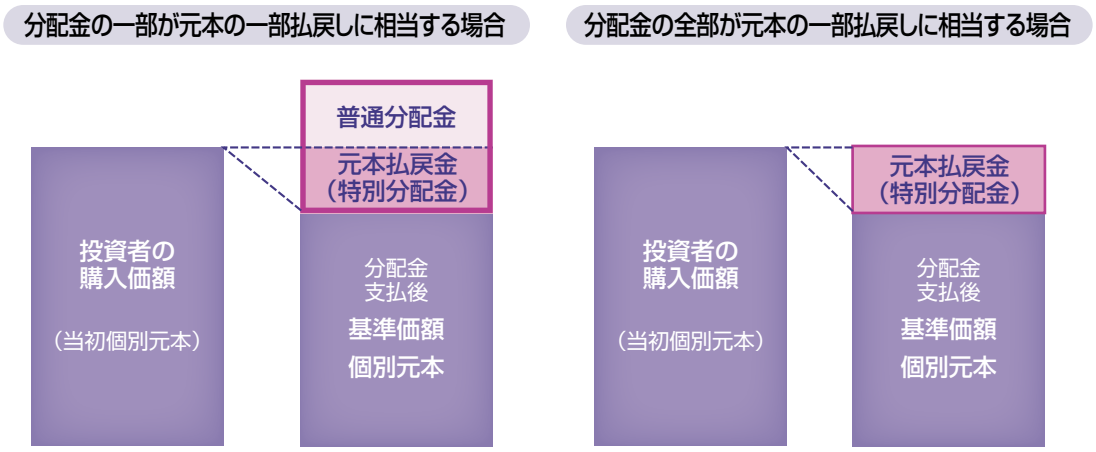


※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続･手数料等」の「ファンドの費用･税金」をご参照ください。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

### 延長リスク／期限前償還リスク

- モーゲージ証券や資産担保証券においては、原資産となっているローン（住宅ローン、リース･ローンなど）の期限前返済の増減に伴なうデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。

### 期限前償還に伴なう再投資リスク

- モーゲージ証券や資産担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなることがあります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

○運用状況の評価･分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

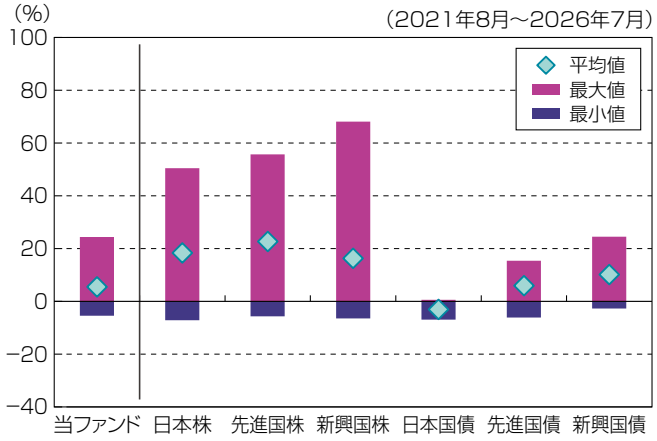


**（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））**

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平均値 | 5.5% | 18.3% | 22.7% | 16.3% | -3.0% | 6.0% | 10.2% |
| 最大値 | 24.4% | 50.5% | 55.7% | 68.1% | 0.6% | 15.4% | 24.5% |
| 最小値 | -5.4% | -7.1% | -5.7% | -6.5% | -6.9% | -6.1% | -2.7% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大･最小･平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株……Morningstar　先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）
新興国株……Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

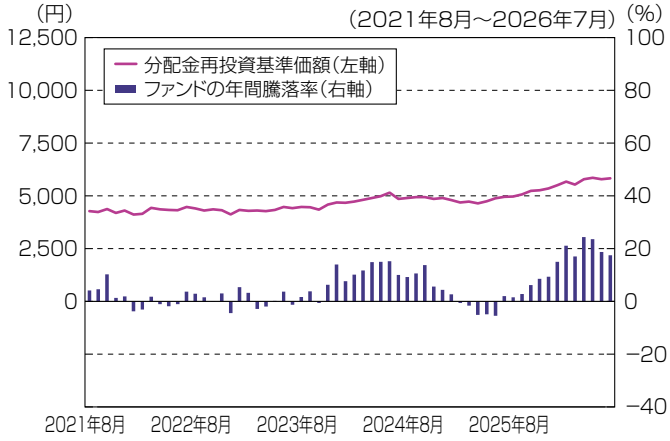


※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2021年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

# 運用実績

2026年7月31日現在

## 基準価額・純資産の推移

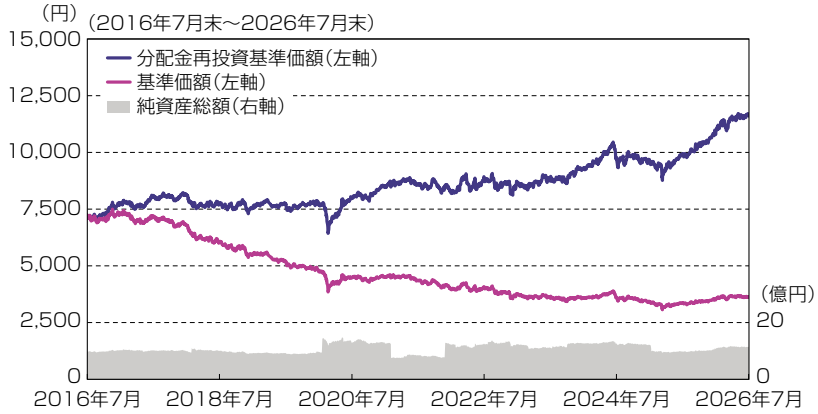


**基準価額** …… **3,610円**

**純資産総額** …… **11.34億円**

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2026年3月 | 2026年4月 | 2026年5月 | 2026年6月 | 2026年7月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 25円 | 25円 | 25円 | 25円 | 25円 | 300円 | 15,055円 |

## 主要な資産の状況

<資産別構成比率>

| | |
|---|---|
| フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用) | 96.9% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.1% |
| 現金その他 | 3.0% |

※当ファンドの対純資産総額比です。

フランクリン・テンプルトン・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)

<組入上位10銘柄>

| | 銘柄 | 種類 | 償還日 | クーポン(%) | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | AUSTRALIAN GOVT | 国債証券 | 2037/4/21 | 3.75 | 2.42 |
| 2 | AUSTRALIAN GOVT | 国債証券 | 2035/6/21 | 2.75 | 2.41 |
| 3 | TREASURY CORP VICTORIA | 地方債証券 | 2035/9/17 | 2.00 | 2.14 |
| 4 | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 国債証券 | 2036/10/21 | 4.25 | 1.88 |
| 5 | TREASURY CORP VICTORIA | 地方債証券 | 2034/11/20 | 2.25 | 1.65 |
| 6 | AUSTRALIAN GOVERNMENT | 国債証券 | 2036/3/21 | 4.25 | 1.62 |
| 7 | NEW S WALES TREASURY | 地方債証券 | 2031/3/20 | 2.00 | 1.58 |
| 8 | AUSTRALIAN GOVT | 国債証券 | 2034/12/21 | 3.50 | 1.57 |
| 9 | NEW S WALES TREASURY | 地方債証券 | 2032/2/20 | 1.50 | 1.51 |
| 10 | QUEENSLAND TREASURY | 地方債証券 | 2035/8/22 | 4.50 | 1.35 |

※当該ファンドの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移

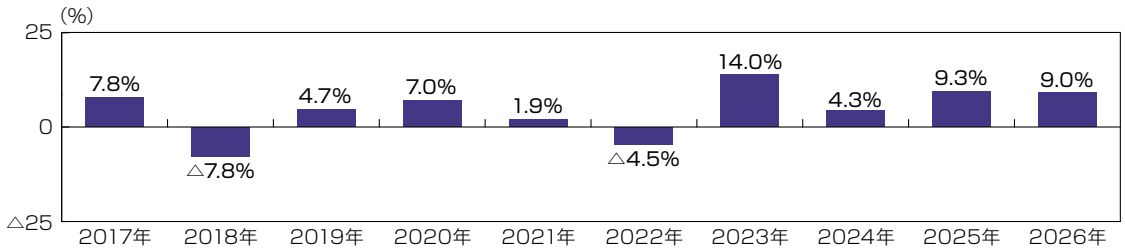


※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2026年は、2026年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。<br>※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入の申込期間 | 2026年10月22日から2027年4月16日まで<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・シドニー先物取引所の休業日　・シドニーの銀行休業日<br>・メルボルンの銀行休業日 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限（2003年9月30日設定） |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎月18日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 4,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 年2回（1月、7月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>・当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。 |

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---|---|
| 購入時手数料 | **購入時の基準価額に対し1.65%(税抜1.5%)以内**<br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | **ありません。** |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用<br>(信託報酬)</td><td>当ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.484%(税抜0.44%)<br>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。<br><運用管理費用の配分(年率)><br>
<table>
<tr><th rowspan="2">純資産総額</th><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr>
<tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr>
<tr><td>300億円以下の部分</td><td rowspan="4">0.44%</td><td rowspan="4">販売会社と受託会社への配分を除いたもの</td><td>0.29%</td><td>0.03%</td></tr>
<tr><td>300億円超<br>1,000億円以下の部分</td><td>0.31%</td><td>0.03%</td></tr>
<tr><td>1,000億円超<br>3,000億円以下の部分</td><td>0.33%</td><td>0.02%</td></tr>
<tr><td>3,000億円超の部分</td><td>0.34%</td><td>0.02%</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
</table>
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。<br>※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする<br>投資信託証券</td><td>純資産総額に対し年率0.506%(税抜0.46%)程度</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>純資産総額に対し年率0.99%(税抜0.90%)程度<br>※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の<br>費用・手数料</td><td>監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年10月21日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

対象期間:2026年1月20日～2026年7月21日

| 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 0.98% | 0.48% | 0.50% |

※対象期間の運用･管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

# メモ

amova

アモーヴァ・アセットマネジメント